

資料編

函館市の景観行政検証報告書

平成30年2月

函館市

30

20

10

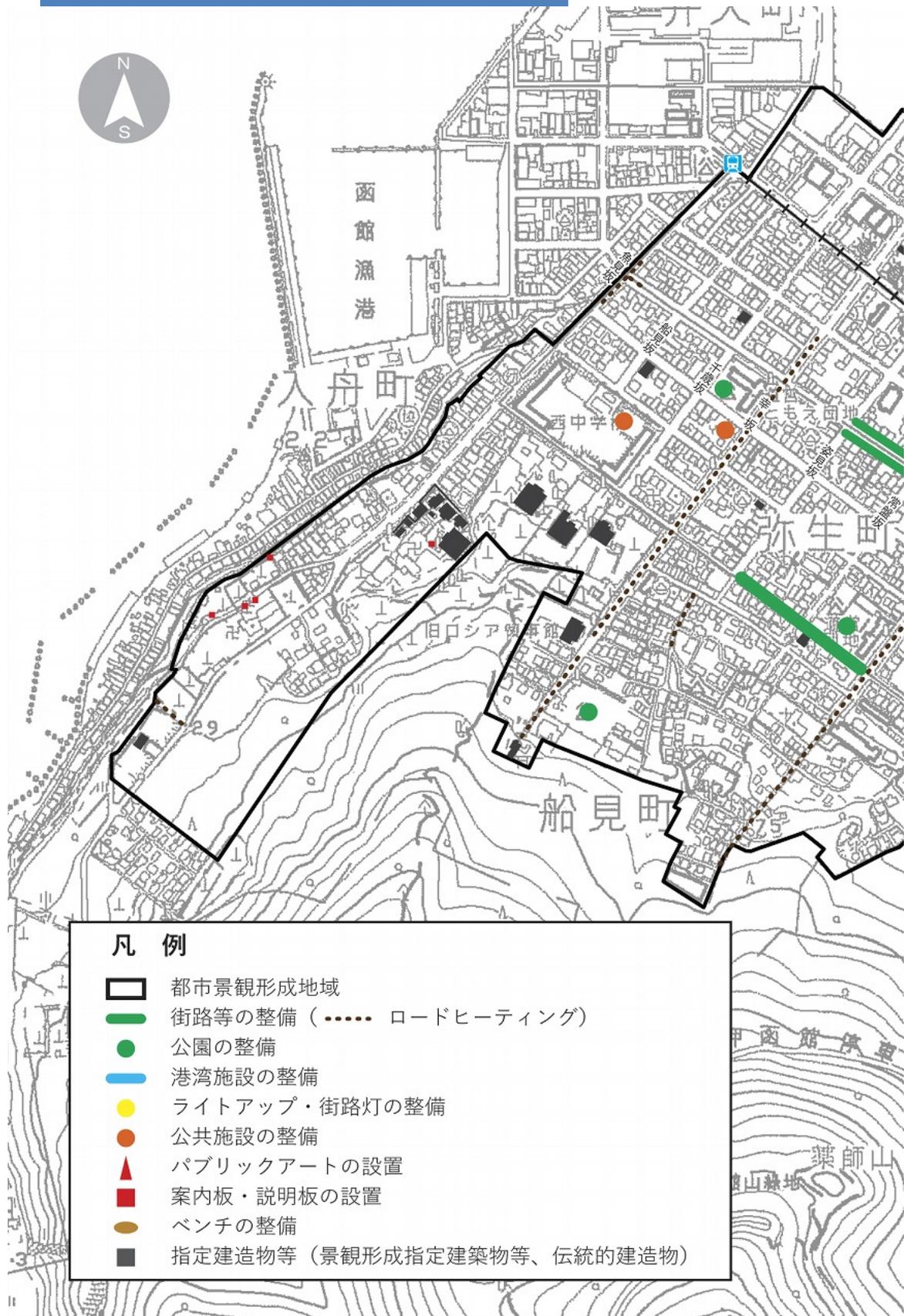
目次

第1節 都市景観形成地域における公共事業の実施状況	1	5 公的空間の質的向上	20
		(1) 公共空間のあり方についての指針の策定	20
		(2) パブリックアート推進事業	20
第2節 主要景観施策	4	6 啓発・誘導	21
1 地域・地区の指定	4	(1) パンフレットの作成等	21
(1) 都市景観形成地域の指定	4	(2) 緑化運動, 美化運動等の各種運動	21
(2) 伝統的建造物群保存地区の指定	5	(3) 函館市都市景観賞の実施	22
2 届出・許可・協議	6	(4) 景観形成に対する意識の高揚を図るための教育活動の実施	23
(1) 都市景観形成地域内における建築行為等届出制度	6	(5) 都市景観に関連する市民参加行事の実施	24
(2) 伝統的建造物群保存地区内における建築行為等許可制度	7	7 審議会・機構・基金	25
(3) 都市景観形成地域以外の景観計画区域内における行為の届出制度	8	(1) 函館市都市景観審議会の設置	25
(4) 屋外広告物に関する許可・届出・事前協議制度	9	(2) 函館市景観整備機構の指定	25
3 歴史的建造物の指定・特定・登録	10	(3) 函館市西部地区歴史的町並み基金制度	26
(1) 景観形成指定建築物等指定制度	10	第3節 都市景観に対する市民意識	27
(2) 伝統的建造物等特定制度	11	第4節 都市景観行政の経過・体系	32
(3) 景観登録建築物登録制度	12	1 景観行政の経過	32
4 助成等	13	2 景観行政の体系	37
(1) 景観形成指定建築物等の保全に対する助成	13		
(2) 伝統的建造物群保存地区の保存に対する助成	14		
(3) 指定建造物等(景観形成指定建築物等, 伝統的建造物)に対する助成	15		
(4) 景観協定に係る活動に対する助成	16		
(5) 景観形成住民団体の活動に対する助成	17		
(6) 歴史的建造物に対する税制優遇措置	17		
(7) 景観形成住宅等建築奨励金制度	18		
(8) 景観アドバイス制度	19		
(9) 歴史的建造物保全調査	19		

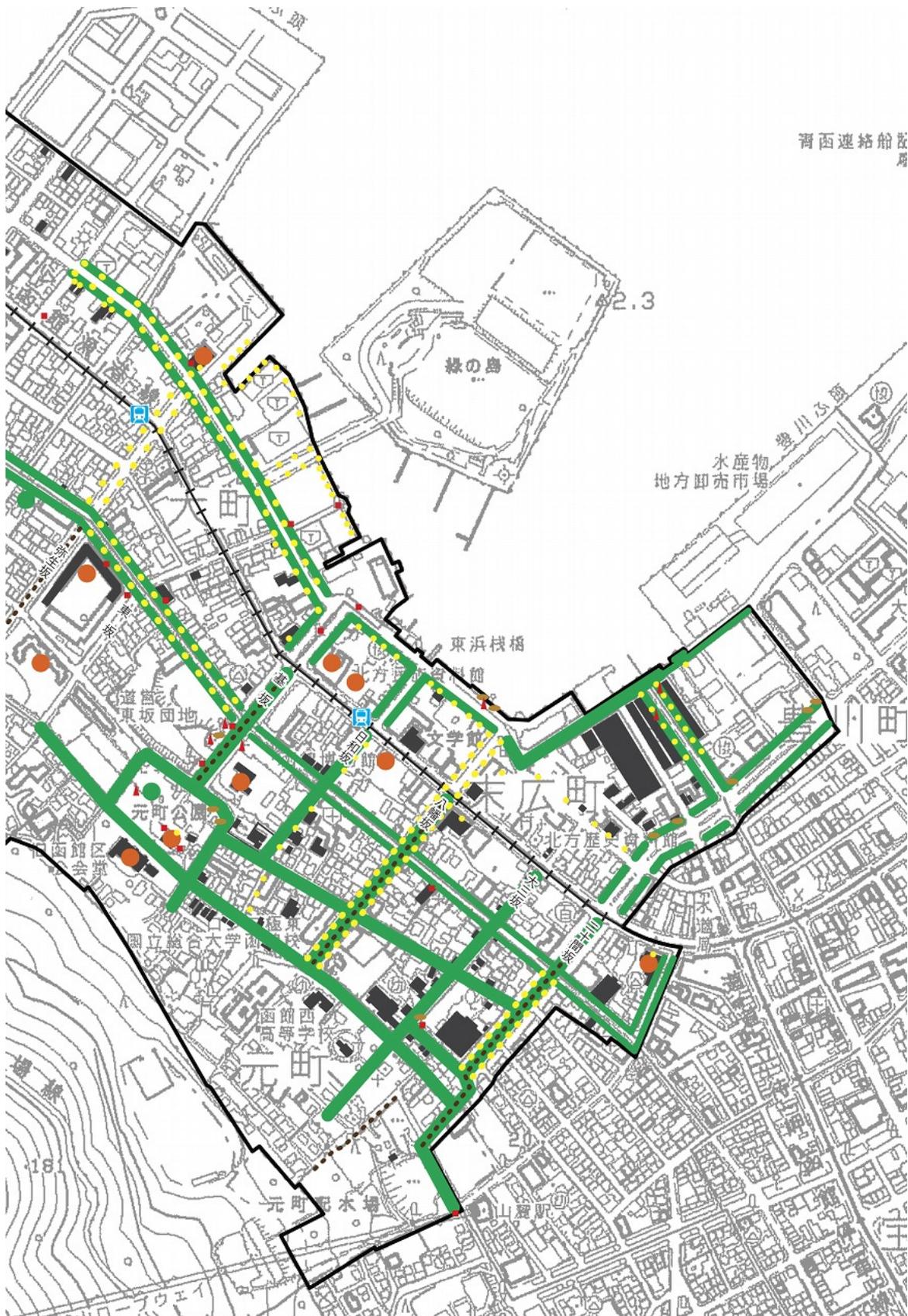
第1節 都市景観形成地域における公共事業の実施状況

景観形成に関連する公共事業		H28.3 現在
事業内容	年度	事業費(万円)
街路等の整備 石張舗装などの美装化、電線・電柱の地中化、ロードヒーティング設置、歩行者用案内標識整備等	H02～H27	632,063
公園の整備 元町公園、船見公園、弥生第1号公園、弥生第2号公園、弥生幼児公園	H16～H20	68,537
港湾施設の整備 護岸整備、物揚場整備、プロムナード整備、街路灯設置、石張舗装、歩道改良	H01～H16	100,296
下水道の整備 下水道管設置、舗装	H01～H21	283,379
ライトアップ事業 街路灯設置、ライトアップ施設整備	H02～H22	8,373
公共施設の整備 臨海研究所整備(旧函館西警察署)、旧末広町分庁舎整備、西消防署弥生出張所庁舎整備、北消防署末広出張所庁舎整備、重要文化財旧函館区公会堂整備、旧金森洋物店整備(函館博物館郷土資料館)、北方民族資料館整備、弥生小学校新築、西中学校屋内運動場整備、旧イギリス領事館整備(開港記念館)、写真歴史館整備、特定公共賃貸住宅弥生団地新築	H01～H24	526,321
歴史的町並みの保存・保全 景観形成指定建築物等保全事業、指定建造物等防寒改修事業、指定建造物等維持管理費補助金、伝統的建造物群保存地区保存事業、指定建造物等取得資金利子補給、景観形成住宅等建築奨励金、都市景観の形成に係る融資のあっせん	H01～H27	120,302
公共空間の整備 パブリックアートの設置、観光案内板・観光説明板等の整備、ベンチの整備、観光客誘導ライン整備	H02～H26	14,982
合 計	H01～H27	1,711,244

都市景観形成地域における公共事業実施位置図



青函連絡船敷
屋



第2節 主要景観施策

1 地域・地区の指定

(1) 都市景観形成地域の指定

【概要】

西部地区は、歴史的建造物が数多く存在し、自然その他の環境と一体となって函館らしい歴史と文化を表現し、形づくっている景観を有する地域であることから、「歴史的景観地域(現:都市景観形成地域)」に指定し、建築行為等の届出制により、都市景観の形成を図る。また、当該地域の中でも特に伝統的建造物群保存地区と一体となった函館らしい景観を有する道路に面した区域を「景観形成街路沿道区域」として指定し、建築行為等の事前協議制により、積極的に景観誘導を図る。

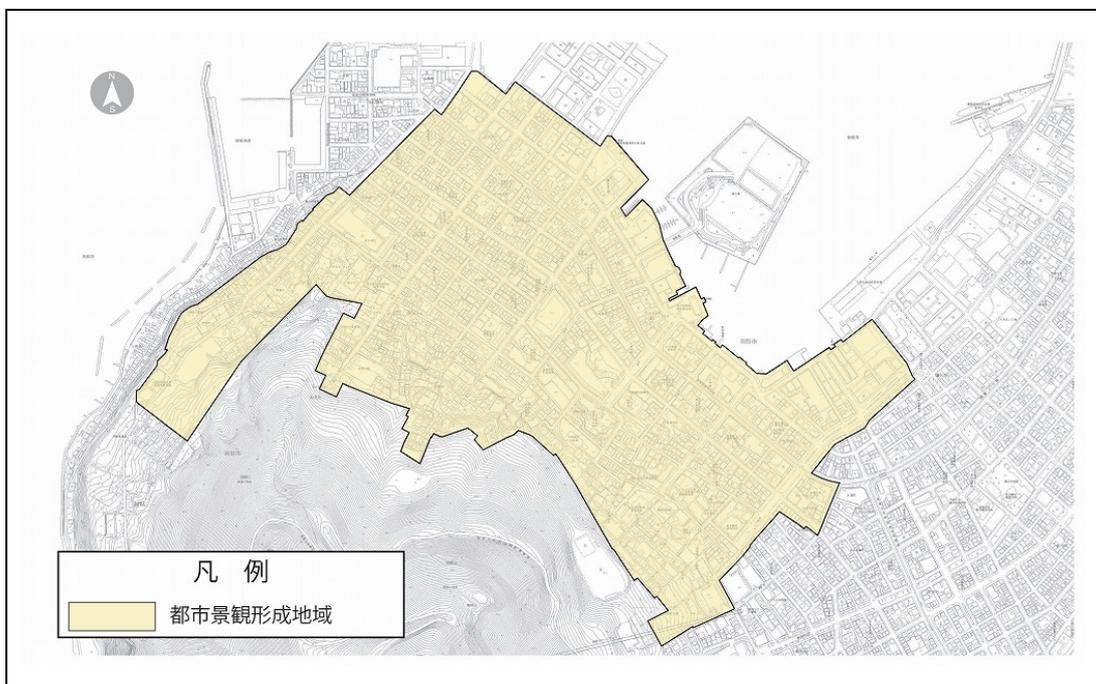
【経過】

S63.09	歴史的景観地域の指定
H07.03	函館市都市景観条例の制定（都市景観形成地域の指定）
H24.10	景観形成街路沿道区域の指定

【現状】

対象地域：弥生町，大町の全部，船見町，弁天町，末広町，元町，豊川町の各一部
地域面積：約120ha

【都市景観形成地域図】



(2) 伝統的建造物群保存地区の指定

【概要】

都市景観形成地域内において、伝統的建造物群およびこれと一体をなしている地区を、文化財保護法に基づく「伝統的建造物群保存地区」として定め、建築行為等の許可制により、その保存に努める。また、当該保存地区の保存に関する計画を策定し、計画的な保存・整備を図るとともに、修理・修景・許可基準を設定し、環境の悪化を防ぎ、歴史的環境の保存に努める。

【伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画】

- ・ 保存地区の保存に関する基本計画
- ・ 保存地区内における伝統的建造物および環境物件の決定
- ・ 保存地区内における建築物その他の工作物および環境物件の保存整備計画
- ・ 保存地区内における建築物その他の工作物および環境物件に係る助成措置等
- ・ 保存地区の保存のために必要な管理施設および設備ならびに環境の整備

【経過】

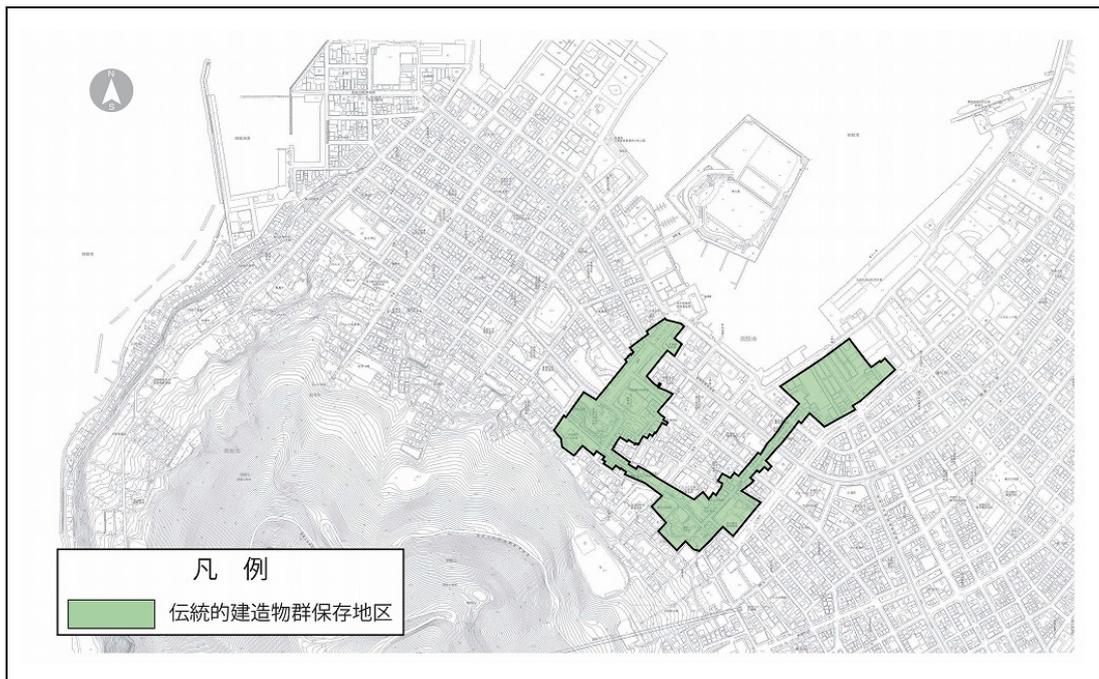
S63.12	伝統的建造物群保存地区の指定 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の策定
H01.04	重要伝統的建造物群保存地区の選定
H05.06	函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定

【現状】

保存地区範囲：弥生町，大町，末広町，元町および豊川町の各一部

保存地区面積：約 14.5 ha

【伝統的建造物群保存地区図】



2 届出・許可・協議

(1) 都市景観形成地域内における建築行為等届出制度

【概要】

都市景観形成地域内の良好な景観を形成するための「景観形成基準」を設定し、建築行為等届出制により、歴史的町並み景観の保全および誘導を図る。また、当該地域の中でも特に伝統的建造物群保存地区と一体をなした函館らしい景観を有する道路に面した区域を「景観形成街路沿道区域」として指定し、建築行為等の事前協議制により、積極的に景観誘導を図る。

【景観形成基準】

- ・ 建築物等の敷地内の位置および規模に関する事項
- ・ 建築物等の敷地内の緑化に関する事項
- ・ 建築物等の外観の意匠および色彩に関する事項
- ・ 土地の形質に関する事項
- ・ 木竹の態様に関する事項

【届出対象行為】

- ・ 建築物等の新築(新設)、増築、改築、移転、除却
- ・ 建築物等の修繕等でその外観を変更するとき
- ・ 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立

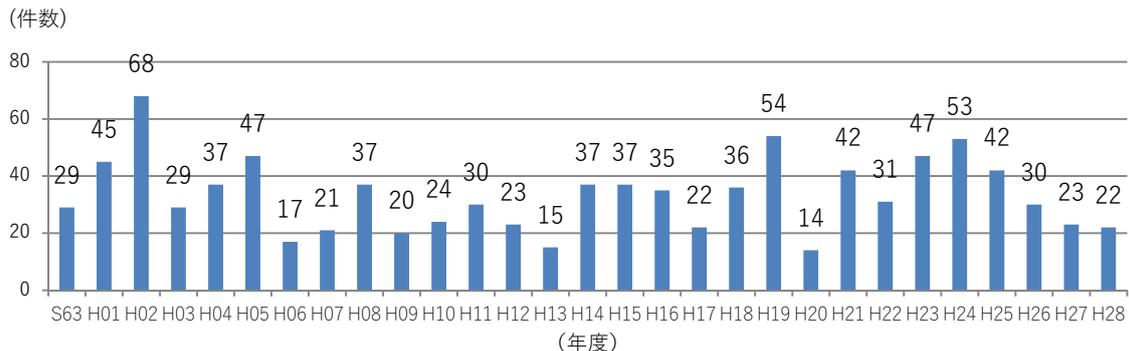
【事前協議制度】

景観形成街路沿道区域内において、建築行為等の届出を行う場合、事前に都市景観の形成への配慮に関して市と協議を行う。

【経過】

S63.03	函館市西部地区歴史的景観条例の制定（行為の届出）
S63.09	景観形成基準の設定
H02.12	景観形成基準の変更（住商複合地景観ゾーンに㊦の区域を追加）
H07.03	函館市都市景観条例の制定（行為の届出）
H24.06	函館市都市景観条例の改正（事前協議）

【都市景観形成地域届出実績推移】



(2) 伝統的建造物群保存地区内における建築行為等許可制度

【概要】

伝統的建造物群保存地区の歴史的風致を維持するため、地区内において、建築物等の新築等の行為をしようとする場合の許可基準を設定し、建築行為等の許可制により、その保存に努める。

【伝統的建造物群保存地区に係る許可基準】

- ・ 建築物の敷地内の位置、高さ、階数、意匠、色彩、建築設備などの位置・形態に関する事項
- ・ 工作物の高さ、幅、意匠、色彩に関する事項
- ・ 門・塀・垣・柵、屋外広告物に関する事項

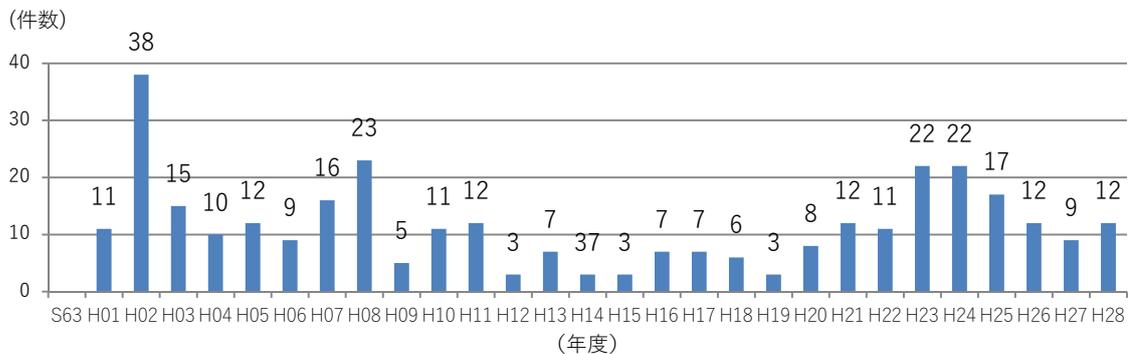
【許可対象行為の規制範囲】

- ・ 建築物等の新築(新設)、増築、改築、移転、除却
- ・ 建築物等の修繕等でその外観を変更するとき
- ・ 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立

【経過】

S63.03	函館市西部地区歴史的景観条例の制定（現状変更行為の規制）
S63.12	函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の策定
H07.03	函館市都市景観条例の制定（現状変更行為の規制）

【伝統的建造物群保存地区許可実績推移】



(3) 都市景観形成地域以外の景観計画区域内における行為の届出制度

【概要】

大規模な建築物等は景観に大きな影響を与えるおそれがあることから、市全域を対象とした大規模建築物等の建築行為の届出制により、景観誘導を図る。

【誘導基準】

- ・ 大規模建築物等の敷地内の位置および規模に関する事項
- ・ 大規模建築物等の敷地内の緑化に関する事項
- ・ 大規模建築物等の外観の意匠および色彩に関する事項
- ・ その他都市景観の形成のために市長が必要と認める事項

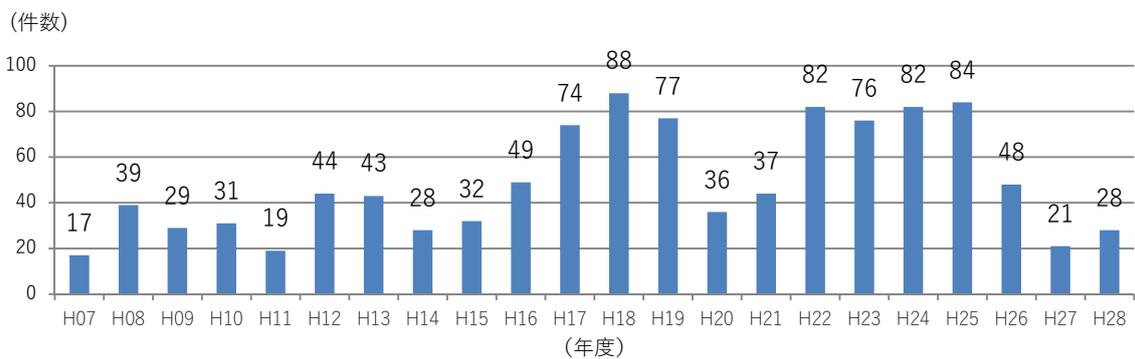
【届出対象行為】

- ・ 建築物等の新築(新設), 増築, 改築, 移転, 除却
- ・ 建築物等の修繕等でその外観を変更するとき

【経過】

H07.03	函館市都市景観条例の制定（行為の届出）
H08.01	都市景観の形成のための誘導に係る基準の設定

【都市景観形成地域外届出実績推移】



(4) 屋外広告物に関する許可・届出・事前協議制度

【概要】

市内を「広告景観整備地区」「特別制限地域」「制限地域」の3つに分け、良好な景観の形成や風致の維持、広告物と地域の景観の調和を図る。

- ・ 広告景観整備地区

西部地区に位置する都市景観形成地域を広告景観整備地区に指定し、歴史的な町並み景観の保全および魅力ある都市景観の創出を目的に、第1区域と第2区域に区分し、それぞれ許可基準等を定め、積極的に屋外広告物の景観誘導を図っている。

- ・ 特別制限地域

良好な景観を形成し、風致を維持するために屋外広告物の表示を特別に制限する地域でとして、第1特別制限地域と第2特別制限地域に区分し、それぞれ許可基準を定めている。

- ・ 制限地域

土地利用の状況や環境の特性に応じて、屋外広告物の表示を制限する地域として、第1種～第6種制限地域のほか石川新道沿道地域、空港通・空港ターミナル沿道地域および外環状線沿道西桔梗地域に区分し、それぞれ許可基準を定めている。

【許可】

広告物を表示する場合は、一部の適用除外を除き、あらかじめ「許可」を受ける必要があり、「許可基準」に適合していなければならない。

【届出】

景観形成街路および景観形成街路沿道区域、伝統的建造物群保存地区内の公道および公道に面した区域において、許可を受けずに表示できる広告物のうち「届出」が必要となる広告物は、区域ごとに定められている「誘導基準」に適合していなければならない。

【事前協議】

景観形成街路および景観形成街路沿道区域、伝統的建造物群保存地区内の公道および公道に面した区域において、「許可」および「届出」が必要な広告物を表示する場合は、許可申請および届出を行う前に、事前協議が必要。

【経過】

H17.06	函館市屋外広告物条例の制定
H24.06	函館市屋外広告物条例の改正（事前協議等）
H24.10	広告景観整備地区の指定

3 歴史的建造物の指定・特定・登録

(1) 景観形成指定建築物等指定制度

【概要】

都市景観形成地域(伝統的建造物群保存地区を除く。)内において、都市景観の形成上重要な価値があると認められる建築物等を「景観形成指定建築物等」に指定し、補助などを行いながら、その保全に努める。

【景観形成指定建築物等の指定基準】

次の各号の一に該当するもので、維持状態の良好なもの、または保全の可能性があるもの

- ① 歴史性：歴史上優れた価値をもつもの
- ② 景観への寄与：景観上優れた価値をもつもの
- ③ 建設技術：建設技術史上優れた価値をもつもの
- ④ 意匠：意匠上優れた価値をもつもの

【景観形成指定建築物等の保全に係る基準】

- ① 建築物等については、主としてその外観を維持するため原則として現状維持、復原修理または復旧とする。
- ② 建築物等以外の物件については、原則として復旧とする。
- ③ 景観形成指定建築物等の保全のため特に必要があると認められる場合には、都市景観審議会の意見を聴いて前2項と別の扱いとすることができる。

【経過】

H01.03	景観形成指定建築物等の保全に係る基準の設定 (景観形成指定建築物等の指定 当初 47 件)
H15.12	景観形成指定建築物等の保全に係る基準の変更 (保全基準 3 の追加)

【現状】

景観形成指定建築物等 4 8 件 (H30.2 現在)



(2) 伝統的建造物等特定制度

【概要】

伝統的建造物群保存地区内において、明治、大正、昭和初期に建築された和風・洋風・和洋折衷様式の建築物などで、伝統的建造物群の特性をよく表しているものを「伝統的建造物」として、また、石垣・樹木などで、保存地区を特色づけているものを「環境物件」として特定し、補助などを行いながらその保存に努める。

【伝統的建造物等の修理基準】

伝統的建造物については、主として、その外観を維持するため原則として現状維持または復原修理とする。環境物件については、原則として復旧とする。

【経過】

S63.12	函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の策定 (伝統的建造物の特定 当初 伝統的建造物：89件，環境物件：25件)
--------	---

【現状】

伝統的建造物 7 7 件，環境物件 2 5 件 (H30.2 現在)



(3) 景観登録建築物登録制度

【概要】

都市景観形成地域内の歴史的町並み景観を特徴づけている建築物を「景観登録建築物」に登録し、その利活用を促進する。

【登録の要件】

和風様式、洋風様式または上下和洋折衷様式の伝統的な建築様式のうちいずれかの建築様式であって、建築物の外観において、当該建築様式の特徴的な意匠が良好な状態で残っているもの。

【現状変更行為基準】

- ① 建築様式を踏襲し、当該建築様式の特徴を損なわないものであること。
- ② 景観上の特徴を損なわないものであること。

【経過】

H25.04	函館市景観登録建築物制度実施要綱の制定 (景観登録建築物の登録 当初10件)
--------	---

【現状】

景観登録建築物10件 (H30.2 現在)



4 助成等

(1) 景観形成指定建築物等の保全に対する助成

【概要】

景観形成指定建築物等の外観の修理を行う場合、対象経費の5分の4以内の額で、600万円を限度に助成する。

平成28年度から耐震性能の向上のために要する経費も対象とする。

【経過】

H01.04	函館市景観形成指定建築物等の保全に関する補助金交付要綱の制定
H28.04	函館市景観形成指定建築物等の外観修理に関する補助金交付要綱改正 (名称を函館市景観形成指定建築物等の保全に関する補助金交付要綱に改める。また、耐震性能の向上のために要する経費を補助対象に追加)

【実績】

H01~28 補助実績：140件 41,538万円



(2) 伝統的建造物群保存地区の保存に対する助成

【概要】

- ・ 管理
伝統的建造物へ自動火災報知設備を設置する場合など、対象経費の2分の1以内の額で、100万円を限度に助成する。
- ・ 修理
伝統的建造物の外観を修理する場合、対象経費の5分の4以内の額で600万円を限度に助成する。
平成28年度から、耐震性能の向上のために要する経費も対象とする。
- ・ 修景
伝統的建造物風の建物を新築する場合、または、一般建築物を伝統的建造物風に改修する場合、対象経費の3分の2以内の額で、500万円を限度に助成する。
- ・ 復旧
環境物件を修理する場合、対象経費の3分の2以内の額で、200万円を限度に助成する。

【経過】

H01.04	函館市伝統的建造物群保存地区の保存に関する補助金交付要綱の制定
H28.04	函館市伝統的建造物群保存地区の保存に関する補助金交付要綱の改正 (耐震性能の向上のために要する経費を補助対象に追加)

【実績】

H01~28 補助実績：183件 64,117万円（修理153件、管理4件、修景11件、復旧15件）



(3) 指定建造物等（景観形成指定建築物等，伝統的建造物）に対する助成

【概要】

- ・ 指定建造物等防寒改修事業補助
住宅の居住性能を改善するための防寒改修に要する経費の5分の4以内の額で、160万円を限度に助成。
- ・ 取得資金利子補給
指定建造物等を取得するため、金融機関から融資を受けた場合に支払う利子に対して助成する。(融資額3,000万円以内)
- ・ 指定建造物等維持管理費補助金
日常的な管理や小破修繕など、適正に維持・管理するために要する経費として、指定建造物等所有者に対し年額7万円を助成(2以上の物件を所有する場合は14万円)
- ・ 指定建造物等活用支援事業補助
①小規模外観改修，②防寒改修，③内部改修，④防災設備の設置をする場合，①については，対象経費の5分の4以内，②～④については，対象経費の2分の1以内の額で，100万円を限度に助成する。

【経過】

H05.04	函館市景観形成指定建築物等および伝統的建造物の防寒改修に関する補助金交付要綱の制定
	函館市景観形成指定建築物等および伝統的建造物の取得等に係る補助金交付要綱の制定
	函館市景観形成指定建築物等および伝統的建造物の維持管理費に係る補助金交付要綱の制定
H28.04	函館市景観形成指定建築物等および伝統的建造物の小規模改修に関する補助金交付要綱の制定 (函館市景観形成指定建築物等および伝統的建造物の防寒改修に係る補助金交付要綱の廃止) (函館市景観形成指定建築物等および伝統的建造物の維持管理費に係る補助金交付要綱の廃止)

【実績】

H05~27 補助実績：18,380万円(防寒改修52件，取得等3件，維持管理費)

H28 補助実績：606万円(小規模外観改修8件，防寒改修2件，内部改修1件)

(4) 景観協定に係る活動に対する助成

【概要】

景観計画区域内の一団の土地の所有者等が、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成を図るために締結をした「景観協定」について認定し、その協定の活動に対し、年間10万円以下で5年を限度に助成する。

【経過】

H02.05	函館市景観協定に係る活動に関する補助金交付要綱の制定
H08.01	函館市景観形成指定建築物等、景観協定および景観形成市民団体に係る補助金の助成に関する要綱の制定 (函館市景観協定に係る活動に関する補助金交付要綱の廃止)
H23.07	函館市景観形成指定建築物等、景観協定および景観形成市民団体に係る補助金の助成に関する要綱の改正 (景観形成指定建築物等の外観修理を除き、名称を函館市景観協定および景観形成市民団体に係る補助金の助成に関する要綱に改める)

【実績】

なし

(5) 景観形成住民団体の活動に対する助成

【概要】

都市景観の形成を図ることを目的とした「市民団体」について認定し、その市民団体の活動に対し、年間10万円以下で5年を限度に助成する。

【経過】

H01.04	函館市景観形成住民団体の活動に関する補助金交付要綱の制定
H08.01	函館市景観形成指定建築物等、景観協定および景観形成市民団体に係る補助金の助成に関する要綱の制定 (函館市景観形成住民団体の活動に関する補助金交付要綱の廃止)
H23.07	函館市景観形成指定建築物等、景観協定および景観形成市民団体に係る補助金の助成に関する要綱の改正 (景観形成指定建築物等の外観修理を除き、名称を函館市景観協定および景観形成市民団体に係る補助金の助成に関する要綱に改める)

【実績】

H01~28 実績：2件

(H05~09 函館市伝統的建造物群保存会)

(H13~15 函館市中心街まちづくり協議会)



函館市伝統的建造物群保存会による
清掃活動



でんけんコンサート
(函館カトリック元町教会聖堂)

(6) 歴史的建造物に対する税制優遇措置

【概要】

- ・ 景観形成指定建築物等および景観登録建築物
家屋：固定資産税ならびに都市計画税を全額減免
- ・ 伝統的建造物
家屋：定資産税および都市計画税を非課税
土地：固定資産税を2分の1減免

(7) 景観形成住宅等建築奨励金制度

【概要】

都市景観形成地域（伝統的建造物群保存地区を除く）内の公道に面する場所において、建物を新築または購入する場合、既存の建物を改修する場合、それが函館らしい歴史的な景観に配慮していると認められるとき、対象経費の40%以内の額で、200万円を限度に奨励金を支給する。

平成16年度までは、都市景観形成地域内において、建築物等の新築、増改築などを行う場合に、地域の町並みに配慮していると認められるときは、建物の外観にかかる経費について、低利の融資をあっせんしていた。

【経過】

H01.04	函館市歴史的景観地域の景観形成に係る融資のあっせんに関する要綱の制定
H08.01	函館市都市景観形成地域の都市景観の形成に係る融資のあっせんに関する要綱の制定 (函館市歴史的景観地域の景観形成に係る融資のあっせんに関する要綱の廃止)
H17.04	景観形成住宅等建築奨励金交付要綱の制定
H23.07	景観形成住宅等建築奨励金交付要綱の改正 (改修を補助対象に追加)
H24.03	景観形成住宅等建築奨励金交付要綱の改正 (補助対象を新築は、和洋折衷に限定し、改修は防火造町家様式を追加した全ての建築様式)

【実績】

- ・ 融資のあっせん
H01~16：新築4件，増改築8件
- ・ 景観形成住宅等建築奨励金
H17~28：新築17件，購入1件，改修4件



(8) 景観アドバイザー制度

【概要】

専門的立場から技術的アドバイスを行う「景観アドバイザー」を設置し、都市景観の形成に努めようとする者に対し技術的な支援を行う。

【経過】

H15.08	函館市景観アドバイザー設置要綱の制定
H25.10	函館市景観アドバイザー設置要綱の改正 (景観アドバイザーの設置についてのみ規定)
	函館市景観アドバイス制度実施要綱の制定

【実績】

H15~28 実績：198 件

(9) 歴史的建造物保全調査

【概要】

歴史的建造物をより良好な状態で後世に引き継いでいくとともに、歴史的町並み景観の保全・保存を目的に歴史的建造物の現況調査を行い、歴史的文化的遺産の価値を損なうことのないよう、維持修繕計画を策定し、適正な維持修繕方法や今後の活用等についての助言等を行うことにより、適正な維持管理を促す。

【実績】

保全調査実績

H27：11件

H28：12件

5 公的空間の質的向上

(1) 公共空間のあり方についての指針の策定

【概要】

美しくうるおいのある町並みを形成していくために、公共空間を整備する際の手引書となる指針を策定した。

【経過】

H08.09	公共空間のあり方についての指針の策定
--------	--------------------

(2) パブリックアート推進事業

【概要】

市民がうるおいとやすらぎ、豊かさを感じられる魅力ある公共空間の創出を図り、文化の薫り高い都市の創造を目指すことを目的にパブリックアートを設置した。

【経過】

H10.03	パブリックアート設置の基本的考え方の策定
H11.06	パブリックアート設置計画の策定
H16.12	パブリックアート設置後期計画の策定

【実績】

前期 (H11~15) : 10 箇所 18 基設置

後期 (H17~19) : 10 箇所 16 基設置



6 啓発・誘導

(1) パンフレットの作成等

景観の形成に対する意識の向上として、都市景観形成地域内において建築行為等を行う場合の具体的なデザイン手法等を示した「景観デザイン指針」を作成し、設計者等に対し啓発を行い、良好な景観形成の誘導に努めている。

さらには、景観の形成に対する意識の高揚を図るため、函館の歴史的な町並み景観を紹介したパンフレットである「はこだての歴史的町並み」の作成や、小学生に対する啓発パンフレットとして「はこだての景観」を作成し、市内の小学校に配布するなど、景観に対する意識の向上に努めている。また、市の広報誌である「市政はこだて」への掲載や、ラジオ等での景観に関するイベントの宣伝、出前講座の実施などにより啓発を図っている。

(2) 緑化運動, 美化運動等の各種運動

都市景観形成地域内においては、地域住民や各種団体等による「花植え活動」などの緑化運動の実施や「ごみ拾い・清掃活動」の実施、歴史的建造物などに対する「ペンキ塗り」活動や「ボランティア塗装」活動などが展開されており、市は、土地・建物所有者の仲介などの支援を行っている。



花植え活動



清掃活動



ボランティア塗装

(3) 函館市都市景観賞の実施

優れた建築物や優れた活動などに対し表彰することにより、景観に対する意識の啓発を図っている。

【概要】

都市景観に配慮した優れた建物や、より良い景観づくりのための活動をしている団体・個人を「函館市都市景観賞」として表彰している。

【経過】

H01.09	函館市西部地区歴史的景観に係る表彰に関する要綱の制定
H08.01	函館市都市景観に係る表彰に関する要綱の制定 (函館市西部地区歴史的景観に係る表彰に関する要綱の廃止)
H10.03	函館市都市景観賞の表彰に関する要綱の制定 (函館市都市景観に係る表彰に関する要綱の廃止)

【実績】

H01~06 函館市西部地区歴史的景観賞：15件

H07~28 函館市都市景観賞：48件



(4) 景観形成に対する意識の高揚を図るための教育活動の実施

これからの景観形成の主体者であり、明日の函館を担う小学生を対象に、平成9年度から「こども町並み観察隊」を実施。町並みを観察し、考える機会を提供することにより、今後の景観形成の主体者としての意識づけを図った。

「こども町並み観察隊」終了後は、各学校において、総合学習や宿泊研修の際に、町並み観察や地域調査を実施していることから、平成26年度から平成29年度まで、小学生に対する啓発パンフレットを作成し、市内の小学校に配布して、景観に対する意識の向上に努めてきた。

【実績】

- こども町並み観察隊
H09~18 参加校 22校 326人参加
H19~23 参加校 5校 281人参加, 大学生 71人参加



こども町並み観察隊

(5) 都市景観に関連する市民参加行事の実施

① 開港5都市景観まちづくり会議

開港都市であり海と坂のまちである函館、新潟、横浜、神戸、長崎のまちづくり市民団体が集い、相互に交流を深め、課題を協議することにより、開港5都市のまちづくりの推進に資することを目的としている。

【実績】

第4回（H8）、第9回（H14）、第14回（H20）、第19回（H25）函館大会開催



開港5都市景観まちづくり会議 第19回（H25） 函館大会

② 見て、聴いて、考える町並み～住む人の思いに触れて～町並み見学会

西部地区の町並みを構成している歴史的な建物の所有者と直接語り合い、日頃見ることのできない建物の内部空間で、建物の歴史と継承された文化を感じることで、函館の歴史的な建物や町並み保全への意識を高めることを目的に平成29年度まで開催してきた。

【実績】

H21 試行

H22 2回／年

H23-H28 1回／年



見て、聴いて、考える町並み

7 審議会・機構・基金

(1) 函館市都市景観審議会の設置

【概要】

都市景観の形成に関する基本的事項および重要事項を調査審議するため、函館市都市景観審議会を設置している。

【審議会の構成】

委員数：15人以内

構成：学識経験者，各種団体役員，公募

任期：2年

【経過】

S63.04	函館市西部地区歴史的景観審議会の設置
H07.06	函館市都市景観審議会の設置

(2) 函館市景観整備機構の指定

【概要】

景観法に基づき，民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から，一定の景観の保全・整備能力を有する法人を景観整備機構として指定し，良好な景観形成を担う主体として位置づける制度。

【経過】

H27.07	函館市景観整備機構指定要領の制定
--------	------------------

【実績】

指定実績：1件（NPO法人はこだて街なかプロジェクト）



NPO法人はこだて街なかプロジェクト
による歴史的建造物保全調査

(3) 函館市西部地区歴史的町並み基金制度

【概要】

都市景観形成地域内の指定建造物等を市民共有の財産として、より良好な状態で後世に引き継いでいくため、「函館市西部地区歴史的町並み基金」を平成5年に設置。

当初は、基金の益金により各事業を行ってきたが、平成20年度から基金が廃止となる平成28年度までは、基金の取り崩しにより各施策を行ってきた。

【経過】

H05.03	函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する条例の制定
H29.03	函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する条例の廃止

【基金による施策】

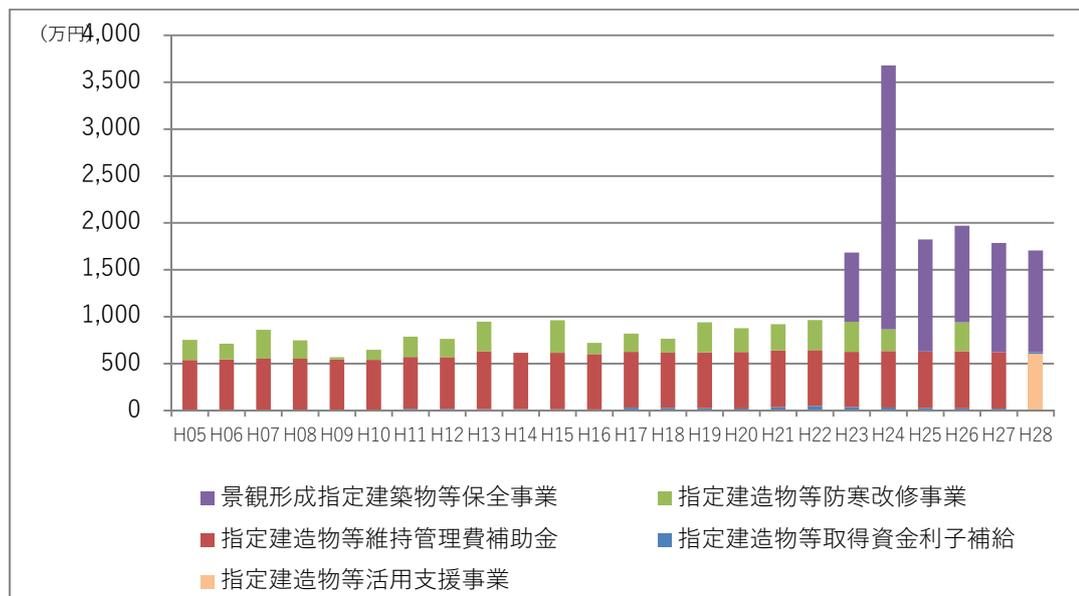
- ・ 指定建造物等防寒改修事業補助（H5～H27）
- ・ 指定建造物等取得資金利子補給（H5～H27）
- ・ 指定建造物等維持管理費補助金（H5～H27）
- ・ 景観形成指定建築物等保全事業補助（H23～H28）
- ・ 指定建造物等活用支援事業補助（H28）

【基金積立状況】

27,690万円（H29.3時点）

【実績】

H05～H28 補助実績：26,389万円



第3節 都市景観に対する市民意識

景観に対する市民意識や、景観施策の認知状況等を把握し、今後の景観まちづくりに反映するため、北海道教育大学との協働により平成29年2月に「函館市の景観と暮らしに関する市民アンケート調査」を実施した。

調査項目は、市民意識の変化を把握する必要があることから、平成4年に実施した「都市景観市民アンケート調査」を基本とした。

1 調査の内容

- ・ 市民が感じる函館のまちの好感度
- ・ 既存の景観の優れた地区の把握
- ・ 既存の景観施策の認知度の把握
- ・ 市民が感じる景観の変化状況の把握

2 調査の概要

- | | |
|---------|---|
| (1)調査地域 | 函館市全域 |
| (2)調査対象 | 函館市内に居住する満18歳以上の男女 |
| (3)調査数 | 1,000人 |
| (4)抽出方法 | 無作為抽出法
(市内を6区域に区分し、その調査対象者数の人口比率が同率になるように設定) |
| (5)調査方法 | 調査票を郵送し、返信用封筒で回収 |
| (6)調査期間 | 平成29年2月13日～2月28日 |
| (7)回答数 | 436票（回答率：43.6%） |

3 調査区域の設定

- ・ 函館市都市計画マスタープランにおける区分を採用



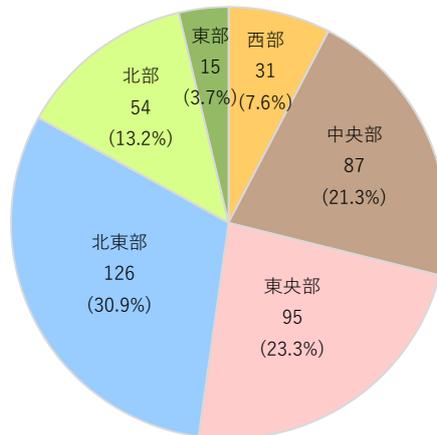
調査結果

n = サンプル数

回答者の属性

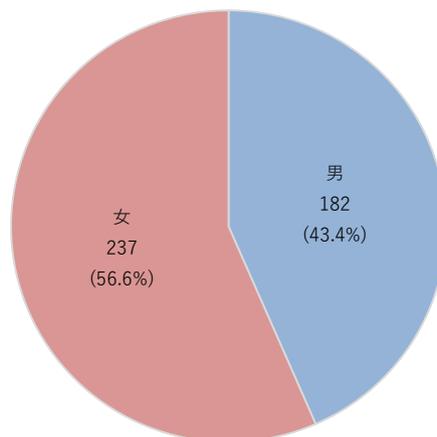
地域別 (人)

n = 408



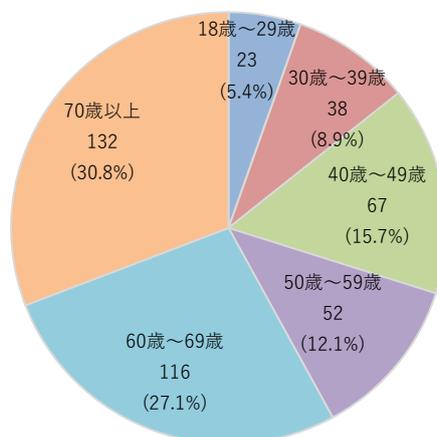
性別 (人)

n = 419



年齢別 (人)

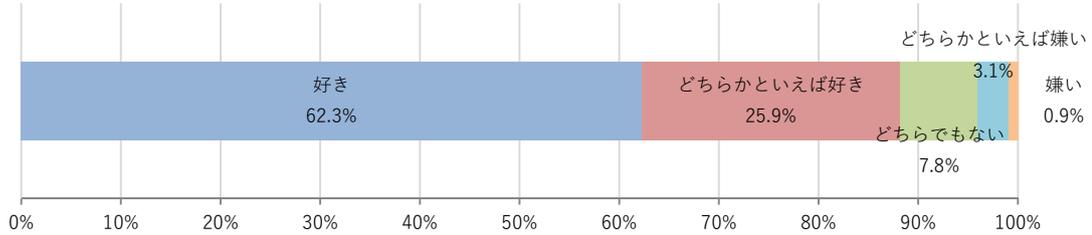
n = 428



函館について

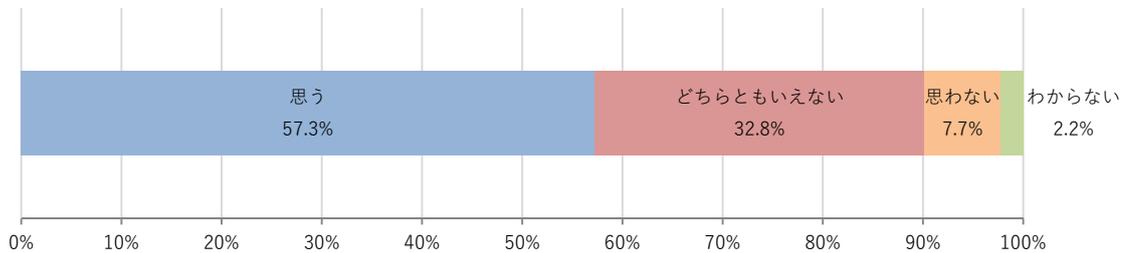
問1 あなたは函館のまちが好きですか。(1つ選択)

n = 424



問2 あなたは函館を美しいまちだと思いますか。(1つ選択)

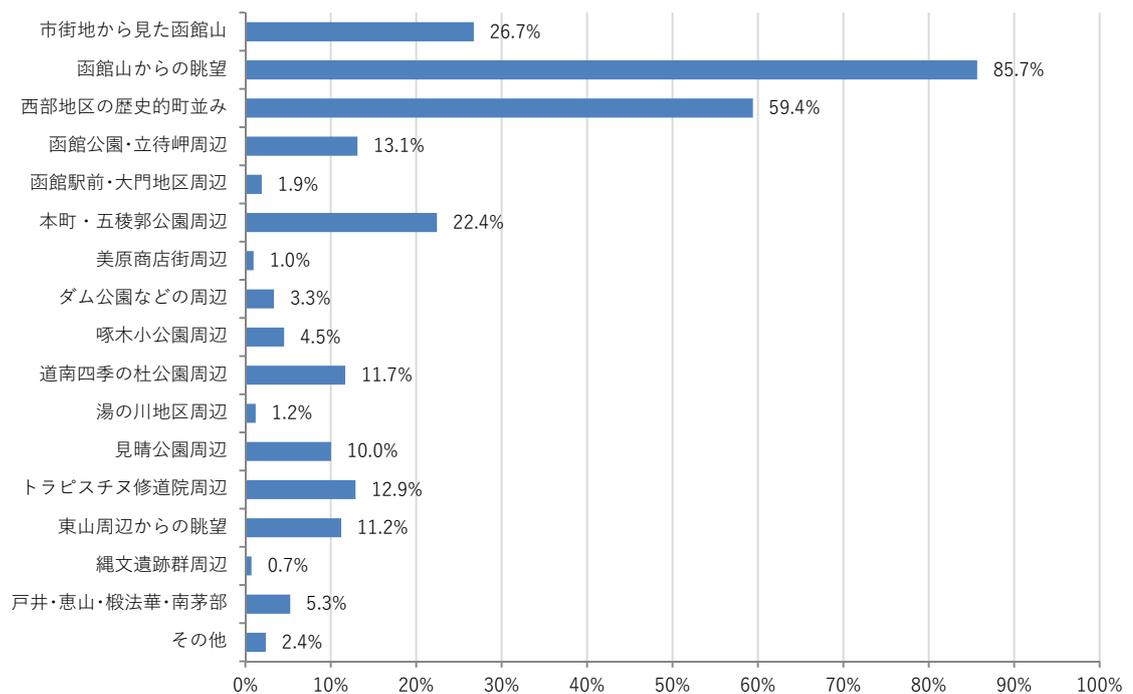
n = 405



函館の景観について

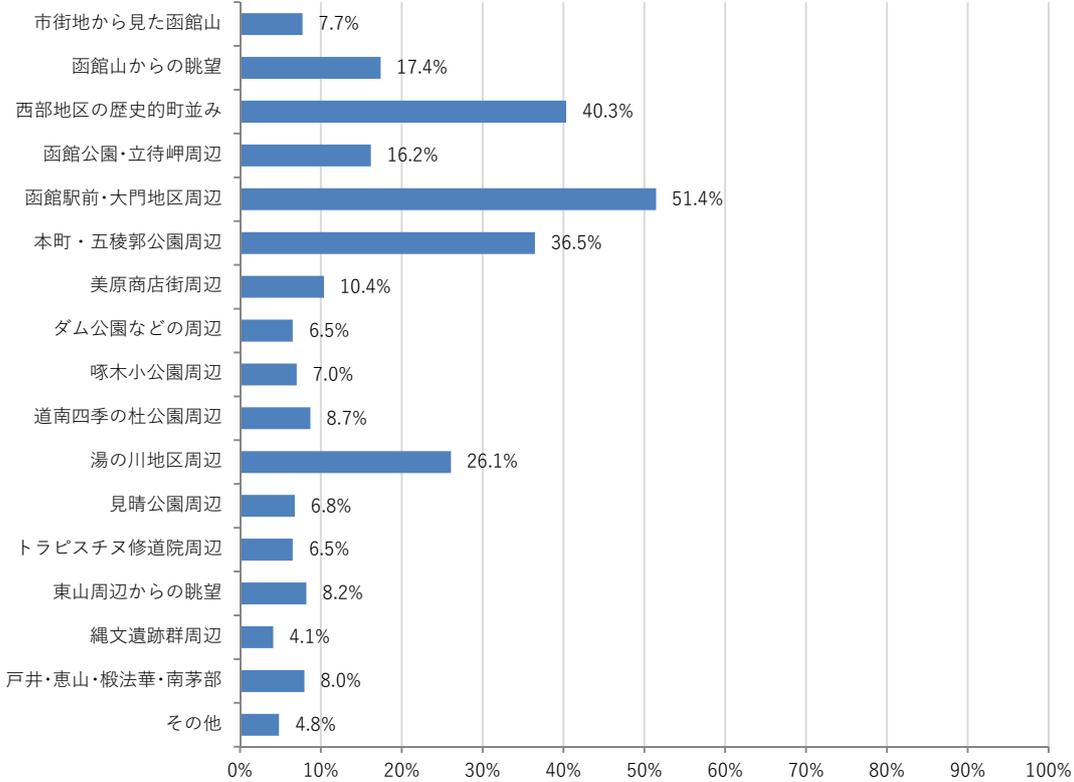
問3 函館のまち並みや景観でよいと思うところを選んでください。(3つ以内選択)

n = 419



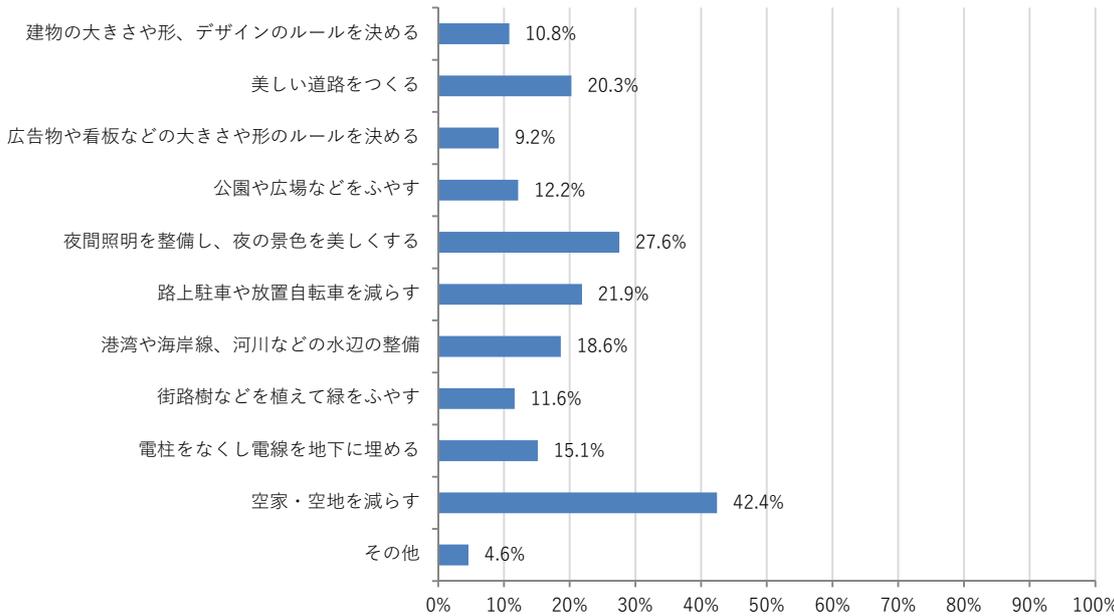
問4 今後、まち並みや景観を積極的に保全したり、整備したりした方がよいと思うところを選んでください。(3つ以内選択)

n = 414



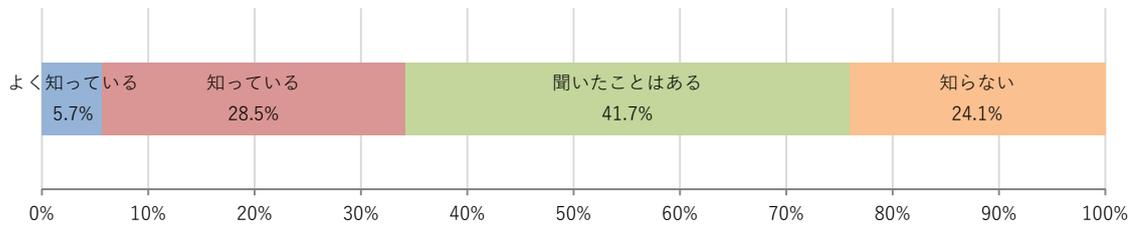
問5 まちの美しさを向上させるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(2つ以内選択)

n = 370



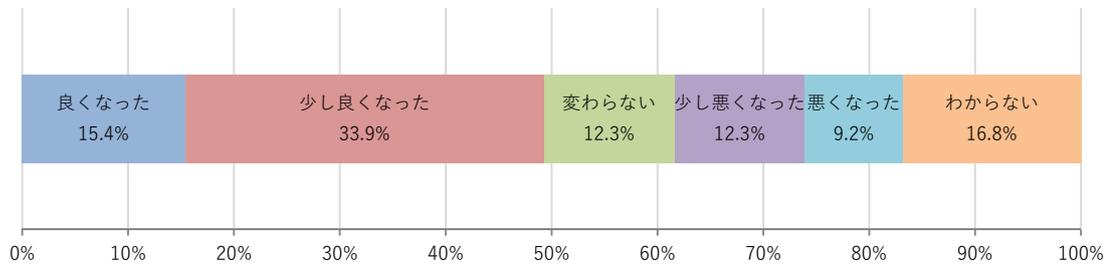
問 6 函館市では、昭和 63 年に「函館市西部地区歴史的景観条例」、平成 6 年に「函館市都市景観条例」を制定し、歴史的な町並みの保全など良好な都市景観を形成するための取り組みを進めてきましたが、あなたはこれらの取り組みをご存じですか。(1つ選択)

n = 424



問 7 函館の景観は以前(約 20 年前)と比べてどうなったと思いますか。(1つ選択)

n = 422



第4節 都市景観行政の経過・体系

1 景観行政の経過

年度	年月日	事項
S57		・函館市西部地区伝統的建造物群調査（元町・末広町）
S58		・函館市西部地区伝統的建造物群調査（弁天町・弥生町） ・函館市西部地区住環境整備調査
S61	61. 4. 1 62. 1.20	・都市景観保存対策事務局の設置 ・(仮称)函館市歴史的景観条例検討委員会の設置
S62	63. 3.31 63. 3.31 63. 3.31	・函館市西部地区歴史的景観条例の制定【63.4.1 施行】 ・函館市西部地区歴史的景観条例施行規則の制定【63.4.1 施行】 ・函館市伝統的建造物群保存地区に関する規則の制定【63.4.1 施行】
S63	63. 4.25 63. 9.16 63. 9.16 63. 9.16 63.12.19 63.12.19 元. 3. 1 元. 3. 1 元. 3.30	・函館市西部地区歴史的景観審議会の設置 ・歴史的景観地域(約 120ha)の指定【63.9.10 告示/63.9.16 施行】 ・景観形成基準の設定【63.9.10 告示/63.9.16 施行】 ・景観形成基本計画の策定【63.9.10 告示/63.9.16 施行】 ・伝統的建造物群保存地区(約 14.5ha)の指定【63.12.19 告示/63.12.19 施行】 ・函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の策定【63.12.19 告示/63.12.19 施行】 ・景観形成指定建築物等の保全に係る基準の設定【元.3.1 告示/元.3.1 施行】 ・景観形成指定建築物等の指定【元.3.1 告示/元.3.1 施行】 ・函館市歴史的地区環境整備街路事業調査報告書の作成
H元	元. 4. 1 元. 4. 1 元. 4. 1 元. 4. 1 元. 4. 1 元. 4.21 元. 7.20 元. 9. 1	・機構改革による課の新設 都市建設部 景観保全課 教育委員会 社会教育部 文化財課 伝統的建造物群保存係 ・函館市景観形成指定建築物等の保全に関する補助金交付要綱の制定【元.4.1 施行】 ・函館市伝統的建造物群保存地区の保存に関する補助金交付要綱の制定【元.4.1 施行】 ・函館市歴史的景観地域の景観形成に係る融資のあっせんに関する要綱の制定【元.4.1 施行】 ・函館市景観形成住民団体の活動に関する補助金交付要綱の制定【元.4.1 施行】 ・重要伝統的建造物群保存地区の選定 ・函館市西部地区歴史的景観デザイン委員会設置要綱の制定 ・函館市西部地区歴史的景観に係る表彰に関する要綱の制定【元.9.1 施行】
H2	2. 4. 1 2. 5. 1 2.12.14 2.12.20	・指定建造物等の固定資産税・都市計画税の非課税および減免の実施 ・函館市景観協定に係る活動に関する補助金交付要綱の制定【2.5.1 施行】 ・景観形成基準の変更（住商複合地景観ゾーンに④の区域を追加）【2.12.1 告示】 ・函館市西部地区歴史的景観条例の改正【2.12.12 告示】 (景観形成に大きな影響を及ぼすおそれのある行為)
H3	4. 3	・函館市都市景観構成要素調査の実施
H4	4. 5 4. 5	・都市景観市民アンケート調査の実施 ・函館市都市景観形成基本計画調査の実施

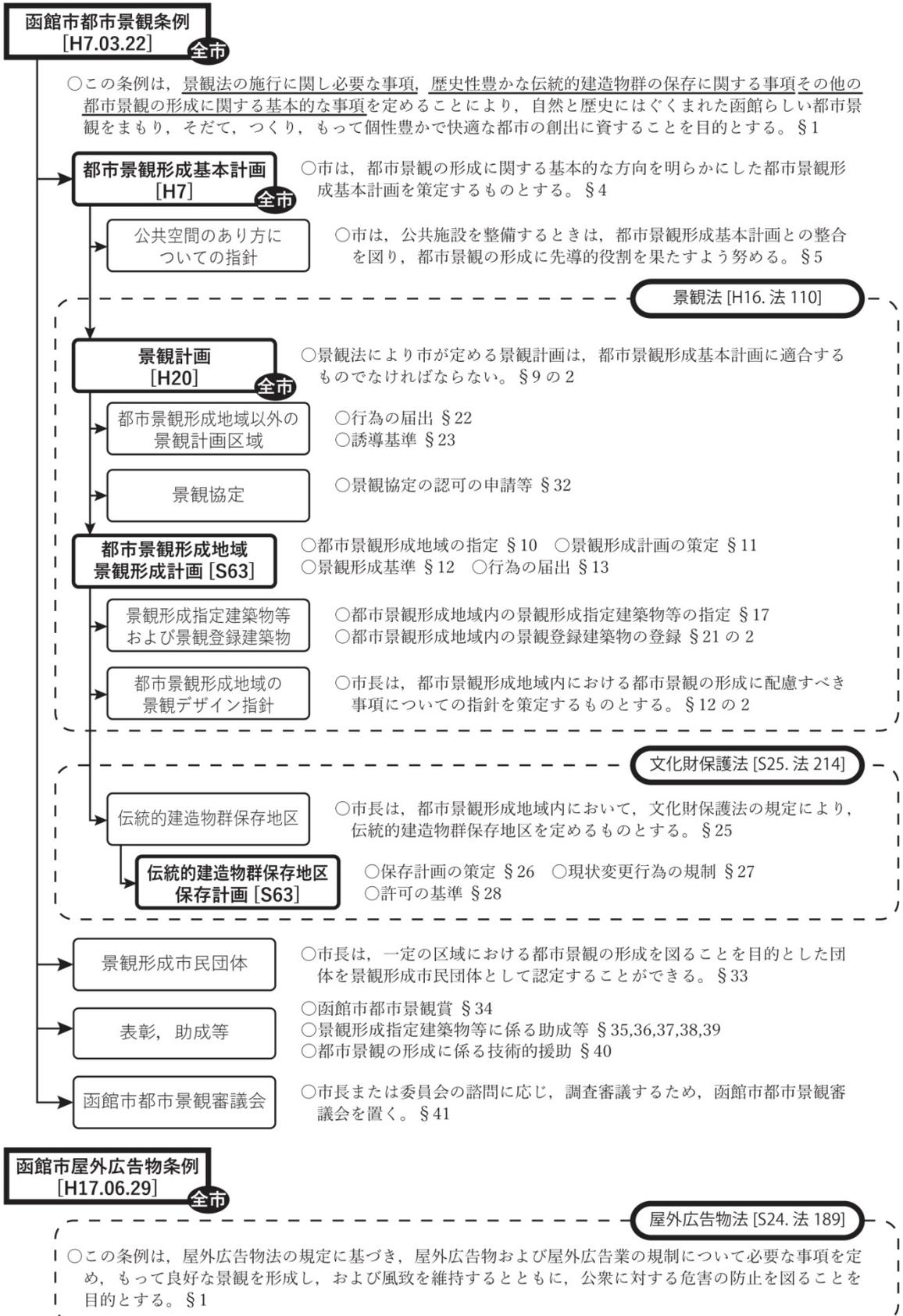
年度	年月日	事項
H4	4.7.20 5.3.26	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市都市景観委員会設置要綱の制定 ・函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する条例の制定【5.3.26 一部/5.4.1 全面施行】
H5	5.4.1 5.4.1 5.4.1 5.4.1 5.4.1 5.5.25 5.6.29	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革による課名の変更 都市建設部 都市景観課 ・函館市景観形成指定建築物等および伝統的建造物の防寒改修に関する補助金交付要綱の制定【5.4.1 施行】 ・函館市景観形成指定建築物等および伝統的建造物の取得等に係る補助金交付要綱の制定【5.4.1 施行】 ・函館市景観形成指定建築物等および伝統的建造物の維持管理費に係る補助金交付要綱の制定【5.4.1 施行】 ・函館市歴史的景観地域の景観形成に係る融資のあっせんに関する要綱の改正 ・函館市西部地区歴史的町並み資金運営委員会の設置 ・函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定【5.6.29 施行】
H6	6.6.30 7.3.22	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市都市景観形成推進会議の設置 ・函館市都市景観条例の制定(函館市西部地区歴史的景観条例の廃止)【7.4.1 一部/8.1.8 全面施行】
H7	7.6.26 7.11.17 7.12.18 7.12.19 8.1.8 8.1.8 8.1.8 8.1.8	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市都市景観審議会の設置 ・都市景観形成基本計画の策定【告示 7.11.24】 ・函館市都市景観条例施行規則の制定【8.1.8 施行】 ・函館市伝統的建造物群保存地区に関する規則の改正【8.1.8 施行】 ・函館市景観形成指定建築物等、景観協定および景観形成市民団体に係る補助金の助成に関する要綱の制定(函館市景観形成指定建築物等の保全に関する補助金交付要綱、函館市景観協定に係る活動に関する補助金交付要綱および函館市景観形成住民団体の活動に関する補助金交付要綱の廃止)【8.1.8 施行】 ・函館市都市景観形成地域の都市景観の形成に係る融資のあっせんに関する要綱の制定(函館市歴史的景観地域の景観形成に係る融資のあっせんに関する要綱の廃止)【8.1.8 施行】 ・函館市都市景観に係る表彰に関する要綱の制定(函館市西部地区歴史的景観に係る表彰に関する要綱の廃止) ・都市景観の形成のための誘導に係る基準を設定
H8	8.4 8.9.10	<ul style="list-style-type: none"> ・J R 函館駅周辺および都心商店街周辺地区景観形成計画調査の実施 ・公共空間のあり方についての指針の策定
H9	9.4.1 9.4.1 9.4.1 9.12.18 10.2.23 10.3.25	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革による課名の変更 都市建設部 都市デザイン課 ・函館市都市景観に係る表彰に関する要綱の改正 ・函館市都市景観形成地域の都市景観の形成に係る融資のあっせんに関する要綱の改正 ・函館市都市景観条例の改正【10.3.1 施行】 ・函館市都市景観賞の表彰に関する要綱の制定(函館市都市景観に係る表彰に関する要綱の廃止)【10.3.1 施行】 ・パブリックアート設置の基本的考え方の策定
H10	10.4.27 10.8.10	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市違反広告物簡易除却事務取扱要領の制定 ・函館市パブリックアート委員設置要綱の制定

年度	年月日	事項
H11	11. 6.14	・パブリックアート設置計画の策定
H13	13. 5.15	・函館市都市景観条例施行規則の改正【13.5.15 一部/13.5.18 全面施行】
H14	14. 8.30	・景観形成指定建築物等の函館市ホームページ掲載に関する取扱要領の制定
H15	15. 8. 1 15. 8. 1 15.12.11 15.12.15	・函館市景観アドバイザー設置要綱の制定【15.8.1 施行】 ・西部地区空家・空地相談室設置要綱の制定 ・函館市景観アドバイザー設置要綱の改正【15.12.11 施行】 ・景観形成指定建築物等の保全に係る基準の変更(保全基準3の追加)【15.12.22 告示】
H16	16.12.16 17. 3.25 17. 3.31	・パブリックアート設置後期計画の策定 ・函館市都市景観条例の改正【17.4.1 施行】 ・函館市都市景観条例施行規則の改正【17.4.1 施行】
H17	17. 4. 1 17. 6.29 17. 6.29 17. 9. 8 17.12.19	・景観形成住宅等建築奨励金交付要綱の制定【17.4.1 施行】 ・函館市都市景観条例の改正【17.10.1 施行】 ・函館市屋外広告物条例の制定【17.6.29 一部/17.10.1 全面施行】 ・函館市屋外広告物条例施行規則の制定【17.10.1 施行】 ・函館市屋外広告物条例の改正(業登録経過措置)【18.4.1 施行】
H18	19. 3.14 19. 3.14	・函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する条例の改正(運営委員会の廃止)【19.3.14 施行】 ・函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する条例施行規則の改正(運営委員会の廃止)【19.3.14 施行】
H19	19. 4. 1 19. 4. 1 19. 4. 4 20. 3.24 20. 3.24 20. 3.26	・景観形成住宅等建築奨励金交付要綱の実施要領の制定【19.4.1 施行】 ・函館市景観形成指定建築物等および伝統的建造物の取得等に係る補助金交付要綱の改正【19.4.1 施行】 ・景観形成住宅等建築奨励金交付要綱の改正(事前審査の申込者等)【19.4.4 施行】 ・函館市都市景観条例の改正(景観法関連)【20.10.1 施行】 ・函館市屋外広告物条例の改正(公表制度等)【20.10.1 施行】 ・函館市屋外広告物条例施行規則の改正(許可基準)【20.10.1 施行】
H20	20. 7. 7 20. 9.30 20. 9.30	・函館市屋外広告物条例施行規則の改正(公表制度)【20.10.1 施行】 ・函館市都市景観条例施行規則の改正(名称を函館市都市景観に関する規則に改める)【20.10.1 施行】 ・函館市景観計画の策定【20.10.1 告示/施行】
H22	22. 4. 1 22. 4. 1 22. 6.29 23. 3.14 23. 3.14	・函館市景観アドバイザー設置要綱の改正(函館市屋外広告物条例の制定に伴う整備)【22.4.1 施行】 ・函館彫刻サポーター活動要領の制定 ・函館市屋外広告物条例の改正(自然公園法関連)【22.6.29 施行】 ・景観形成住宅等建築奨励金交付要綱の改正(配慮基準等)【23.4.1 施行】 ・景観形成住宅等建築奨励金交付要綱の実施要領の廃止【23.4.1 施行】
H23	23. 4. 1 23. 7.20 23. 7.20 23. 7.20	・函館市都市景観賞の表彰に関する要綱の改正(表彰の名称)【23.4.1 施行】 ・函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する条例の改正(補助対象追加)【23.7.20 施行】 ・函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する条例施行規則の改正(同上)【23.7.20 施行】 ・函館市景観形成指定建築物等の外観修理に関する補助金交付要綱の制定【23.7.20 施行】

年度	年月日	事項
H23	23. 7.20	・函館市景観形成指定建築物等、景観協定および景観形成市民団体に係る補助金の助成に関する要綱の改正（景観形成指定建築物等の外観修理を除き、名称を函館市景観協定および景観形成市民団体に係る補助金の助成に関する要綱に改める） 【23.7.20 施行】
	23. 7.20	・景観形成住宅等建築奨励金交付要綱の改正（補助対象に改修を追加）【23.7.20 施行】
	23. 7.27	・函館市都市景観に関する規則の改正（放送法等関連）【23.7.27 施行】
	23. 7.28	・函館市美しいまちづくり検討会設置要綱の制定
	23.12.20	・函館市都市景観条例の改正（景観法関連）【23.12.20 施行】
	24. 2.24	・函館市屋外広告物条例施行規則の改正（許可基準）【24.3.15 施行】
	24. 3.22	・函館市屋外広告物条例の改正（未成年法定代理人関連）【24.4.1 施行】
	24. 3.25	・景観形成住宅等建築奨励金交付要綱の改正（補助対象を新築は和洋折衷に限定し、改修は防火造町家様式を追加した全ての建築様式とする等）【24.4.1 施行】
	24. 3.28	・函館市屋外広告物条例施行規則の改正（未成年法定代理人関連）【24.4.1 施行】
H24	24. 4. 1	・函館市都市景観形成地域老朽空き家解体費支援事業補助金交付要綱の制定【24.4.1 施行】
	24. 5.11	・函館市デザイン誘導指針検討委員会設置要綱の制定
	24. 6.28	・函館市都市景観条例の改正（特定届出対象行為等）【24.6.28 一部/24.12.1 全面施行】
	24. 6.28	・函館市屋外広告物条例の改正（事前協議等）【24.6.28 一部/24.12.1 全面施行】
	24.10.30	・景観形成街路沿道区域の指定【24.11.6 告示/24.12.1 施行】
	24.10.30	・広告景観整備地区の指定【24.11.28 告示/24.12.1 施行】
	24.10.30	・景観形成基準の変更【24.11.21 告示/24.12.1 施行】
	24.10.30	・景観計画の変更（景観形成基準の変更等）【24.11.21 告示/24.12.1 施行】
	24.10.30	・函館市デザイン誘導指針検討委員会設置要綱の廃止
	24.11.21	・函館市都市景観に関する規則の改正（事前協議制度等）【24.12.1 施行】
	24.11.28	・函館市屋外広告物条例施行規則の改正（事前協議制度等）【24.12.1 施行】
	24.12. 1	・景観デザイン指針の策定
H25	25. 4. 1	・「伝統的建造物群保存地区の保存に関する業務」について、教育委員会から都市建設部に所管を変更（補助執行）
	25. 4. 1	・函館市景観登録建築物制度実施要綱の制定【H25.4.1 施行】
	25. 4. 1	・景観形成指定建築物等および伝統的建造物の譲渡に係る函館市ホームページ掲載に関する取扱要領の制定（景観形成指定建築物等の函館市ホームページ掲載に関する取扱要領および伝統的建造物譲渡に係る函館市ホームページ掲載に関する取扱要領の廃止）
	25.10. 1	・函館市景観アドバイザー設置要綱の改正（景観アドバイザーの設置についてのみ規定等）【H25.10.1 施行】
	25.10. 1	・函館市景観アドバイス制度実施要綱の制定【H25.10.1 施行】
	26. 3.31	・函館市屋外広告物条例施行規則の改正（機構改革に伴う改正）【H26.4.1 施行】
	26. 3.31	・函館市景観アドバイザー設置要綱の改正（機構改革に伴う改正）【H26.4.1 施行】
	26. 3.31	・函館市景観アドバイス制度実施要綱の改正（機構改革に伴う改正）【H26.4.1 施行】
	26. 3.31	・函館市都市景観形成推進会議設置要綱の廃止

年度	年月日	事項
H25	26. 3.31 26. 3.31	<ul style="list-style-type: none"> ・西部地区空家・空地相談室設置要綱の廃止 ・函館市都市景観形成地域老朽空き家解体費支援事業補助金交付要綱の廃止
H26	26. 4. 1 26. 4. 1 26. 4.25 26. 7.24 26. 8.13 26. 9.19	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革による課名の変更 都市建設部 まちづくり景観課 ・函館市美しいまちづくり検討会設置要綱の改正 ・函館彫刻サポーター活動要領の改正 ・函館市都市景観賞の表彰に関する要綱の改正（景観登録建築物を表彰の対象外とする）【26.7.24 施行】 ・都市景観形成地域実地アドバイス制度実施要綱の制定【H26.8.13 施行】 ・函館彫刻サポーター活動要領の廃止
H27	27. 7. 8 27. 8.30 27. 9.14 28. 3.22 28. 3.24 28. 3.31 28. 3.31	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市景観整備機構指定要領の制定【27.7.10 施行】 ・函館市美しいまちづくり検討会設置要綱の廃止 ・景観形成住宅等建築奨励金交付要綱の改正（補助金等交付申請書提出期間延長）【27.9.14 施行】 ・函館屋外広告業協同組合と「屋外広告物に関する協定」締結 ・函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する条例施行規則の改正【28.4.1 施行】 ・函館市都市景観に関する規則の改正(行政不服審査法関連)【28.4.1 施行】 ・函館市屋外広告物条例施行規則の改正(行政不服審査法関連)【28.4.1 施行】
H28	28. 4. 1 28. 4. 1 28. 4. 1 28. 7.13 28.10. 5 28.10. 5 29. 2 29. 3.31 29. 3.31 29. 3.31 29. 3.31 29. 3.31 29. 3.31 29. 3.31	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市景観形成指定建築物等の外観修理に関する補助金交付要綱の改正（名称を函館市景観形成指定建築物等の保全に関する補助金交付要綱に改める）【28.4.1 施行】 ・函館市伝統的建造物群保存地区の保存に関する補助金交付要綱の改正【28.4.1 施行】 ・函館市景観形成指定建築物等および伝統的建造物の小規模改修に関する補助金交付要綱の改正（函館市景観形成指定建築物等および伝統的建造物の防寒改修に関する補助金交付要綱ならびに函館市景観形成指定建築物等および伝統的建造物の維持管理費に係る補助金交付要綱の廃止）【28.4.1 施行】 ・函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更 ・函館市屋外広告物条例施行規則の改正（許可基準）【28.11.1 施行】 ・広告景観整備地区の許可基準の改正【28.10.5 告示/28.11.1 施行】 ・函館市の景観と暮らしに関する市民アンケート調査の実施 ・函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する条例の廃止 ・函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する条例施行規則の廃止 ・函館市景観形成指定建築物等および伝統的建造物の小規模改修に関する補助金交付要綱の改正【29.4.1 施行】 ・函館市景観形成指定建築物等の保全に関する補助金交付要綱の改正【29.4.1 施行】 ・函館市伝統的建造物群保存地区の保存に関する補助金交付要綱の改正【29.4.1 施行】 ・函館市景観形成指定建築物等および伝統的建造物の取得等に係る補助金交付要綱の改正【29.4.1 施行】 ・景観形成住宅等建築奨励金交付要綱の改正【29.4.1 施行】

2 景観行政の体系



函館市の景観行政検証報告書 [資料編]

平成 30 年 2 月

函館市都市建設部まちづくり景観課

〒040-8666 函館市東雲町 4 番 1 3 号

Tel (0138) 21-3388 Fax (0138) 27-3778

E-mail keikan@city.hakodate.hokkaido.jp